

産直・提携をめぐる諸論

福島大学 経済経営学類 准教授 林 薫平

本稿では、1970年代前半に発足した山形県置賜郡高島町の有機農業研究会の1980年代までの歩みを軸に、農産物の産直・提携の課題についての基本的な論説を列記し、今後の研究のための覚え書とする。(注1)

1. 高島町の農村青年たち

— “農業近代化”の矛盾への目覚め

高島町に有機農業研究会が発足した背景には、1961年の農業基本法以後の急速な農村の変化への疑問があった。星寛治氏の1975年の記述を引く。(注2)

くたしかに近代化され、機械化され、化学化された農法は、私たちが重労働から解放し、生活様式を合理的にかえるために役立った。圃場は大きく整い、そこにトラクターがうなり、田植えは機械でというふうに、一貫した作業体系がととのい、人間の手労働はいちじるしく軽減された。そこへ政府の鳴り物入りで構造改善事業は推進され、規模拡大と主産地形成が相言葉 [ママ] となる。企業的農業、もうける農業という発想が注入され、今まで共存共栄のくむら社会の論理に生きてきた私たちは、競争の原理に強引に曳きずられて駆けるようになる。／わが高島町の農民はそうした近代化の先兵のように時代を受け入れ実践することに疑いを持たなかった。米作パイロット事業が行なわれ、ぶどう団地が拡大し、多頭畜産が営まれるようになった。資本集約的農業の展開である。生産量も、販売実績も大きく伸

びたことはいうまでもない。>
(星「自立、自活のむらづくり」102頁)

上から持ち込まれたかたちの新たな農業のあり方、新たなものの考え方に対して、星氏の疑問は、次のことである。

くしかし、反面で不思議なことが起こった。昭和40年代の高度経済成長と符合した農業近代化の中で、農業だけではどうしても食べていけない状態が広がってきたのである。まず、ほう大な機械代の借金を返さなければならない。電化製品を購入した金を支払わなければならない。改造した住宅の年賦を払わなければならない。(中略)といった風に、ものすごく金のかかる世の中になった。けれども肝心の農産物の値段はそれほど上がらない。それどころか米価は3年も据え置かれる始末になった。もう家計費にまわす余裕もない、ほんとうに困ったと頭をかかえこんでいた時に都市開発がおこり工場がどんどん建ち、建設の求人が農村にどっとおし寄せることになった。そして村には出稼ぎ時代が訪れる。>
(星「自立、自活のむらづくり」102-03頁)

急激な変化が、農業のあり方だけでなく、働き方、生活面、金の使い方、家族のあり方など、あらゆる角度から農村に及んできたとされる。(注3)

そして、決定的だったのが、農業近代化の次の波として、「減反」(生産調整)が導入されたことであった。星氏は次のように述べて

いる。

<昭和46〔1971〕年、米のだぶつきと食管赤字を表看板にした減反農政が強行されたとき、私たちは農の心を放棄した。手放したというよりそれは強奪されたという表現が適切であろう。減反によって出稼ぎ、兼業化はさらに激増し、(中略)冬、村に残っている者が変人あつかいされる有様であった。野良から青年の姿が消えることは何とも空しく辛い光景である。活力にみちた主要なない手の育たない所にあすの展望をひらくことはできない。>

(星「自立、自活のむらづくり」103頁)

そして星氏の目覚めは、次のことである。

<醒めた視点で身のまわりを見ると、私たちが進歩だと思ってとり組んできた技術や生活のありようが、自らの基盤を根底から崩していくするどい矛盾をかかえていることに気づくようになってきた。たとえばかつては馬耕のプラウで反転し、堆肥をすきこみ、十分に空気を含ませた膨軟な沃土は、耕耘のロータリーで掻きまわす方法に移り、化学肥料だけに頼り、さらにわらを焼いてしまう退廃農法の故に、有機物の還元がなされず、地力の衰えが目立つようになった。>

(星「自立、自活のむらづくり」104頁)

星氏は、農業近代化の悪弊や、農村の変貌にひそむ矛盾を認識する中で、若い世代を中心に話し合いを重ね、次のように考えるに至ったと説明する。(注4)

<やせた土に育つ作物は不健康で、病虫害にやられやすい。だから当然農薬を多く使わなければ生産は上げられない。それは作物の汚染だけでなしに土壌をさらに悪化させるという悪循環の軌道をはしることを余儀なくする。この矛盾は畜産にも、果樹にも、施設園芸にも栽培林業にも、ほとんどすべての分野にあらわれて、それぞれが本来もっていたいのちを失わしめている。／食物がまずなくなったという嘆きは人間の味覚の変化のせいではなく、食物の組成や本質が変えられたことに起因する。(中略)農

家の主婦が日稼ぎの帰途にスーパーからパッケージされた野菜を買って食べるにいたっては論外であろう。(中略)私たちは、そうしたぬきさしならない事態を克服するにはどうしたらいいかを考え合った。日常生活のすみずみにいたる悪循環の環をたち切り、ほんとうの人間らしい生き方を取戻すためには、農法の変革を通して、自給を確立し、生活全体における自己変革を出発点に据える必要があるとの認識に達したのだった。>

(星「自立、自活のむらづくり」104-05頁)

このように時代の変化に対して覚めた眼をもつ農村青年たちが、自分たちの農業や生活の意識的な見直しから着手し、そこから、産直・提携と呼ばれる消費者や生協との直結的な関係づくりの運動を開始していく。(注5)

次に、都市側の担い手(福島消費組合)について見る前に、農協と生協という協同組合どうしの協力を「提携」と称し、1960年代から唱導していた一楽照雄氏についてふれる。

2. 一楽思想の導入

—1960年代の協同組合間提携から 1970年代の有機農業へ

後年の星寛治(1983)「高島町における有機農業運動10年の反省と課題」では、協同組合経営研究所の一楽照雄氏、築地文太郎氏らの導きによって「高島町有機農業研究会」が設立され、有機農業の理論が生かされたことが次のように述べられている。(注6)

<〔化学的農法や単品生産への集中を求めるような近代化に疑問を持ち、生活や農業のあり方を問い直す地元の青年たちの〕自然発生的な動きがここに成熟してくるなかで、東京から一楽先生や築地先生が何度も足を運んでくださいました。座談会をしたり講演会を催したりするなかで、本当に人間らしい営みをするためには、ただ単に散発的なことをやって

いても駄目で、しっかりした有機農業研究会の組織を作って、日常的に取り組まなければいけないと御指導をいただきまして、昭和48〔1973〕年9月に高島町有機農業研究会が発足するのです。>
(星「高島町における有機農業運動10年」5-6頁)

ところで、一楽氏の人物像について、今野聰(2000)「農協産直事業の戦後的展開」によれば、次の通りである。(注7)

<〔1960年代後半、国際協同組合原則の中の協同組合提携という新項目の提唱を背景として〕いわゆる一楽照雄理論がすでに登場していたことだ。(中略)「市場に集まった青果物は、その所有者不在のままに買人によって値を決められ、引き取られていくだけである。」「協同組合運動の今後は、農協、漁協、生協のすべてが相互に手を携えて、食料品の流通の合理化に努めなければならない。それがわが国協同組合運動に於ける当面の最も重要な課題の一つである」〔1966年8月「食品の流通と協同組合」(中略)／このように一楽照雄・協同組合経営研究所理事長の粗雑な、しかし大胆な発言こそ一楽理論たる由縁(ママ)だろう。そこに、なんとはなしの文明史観のようなものが入り交じる。厳密な共販理論だけで産直のような先駆事業をさばくとしたら、やや時代に遅れるとはこのことであろう。>
(今野「農協産直事業の戦後的展開」168-69頁)

ここでは、1960年代の後半に、農協と漁協と生協が相互連携していく構想が一楽氏によって唱えられていたことが記されている。今野氏の説明の続きは、

<一楽理論の流れは一挙に加速する。(中略)「今日は、生産者がわには生産過剰傾向があり、消費者がわには物価上昇傾向があるので、客観的には、生協、漁協、農協との事業提携の可能性はすすんでいくと判断することができる」〔1967年5月「生協・漁協・農協の事業提携」〕>
(今野「農協産直事業の戦後的展開」169頁)

こうして「協同組合間提携」と呼ばれる枠組みがつくられていくのであるが、この発想は、前項で見たような農村青年たちの問題意識とは重なる面ももちつつ、疎密の違いといふか、視点の高低のずれも大きかった。それでも、一楽氏の協同組合経営研究所や有機農業研究会が媒介して、唱導していくことによって、農村の現場でも「協同組合間提携」という共通語が語られていくところに、一つのポイントがあった。今野氏の次の説明は注目される。

<〔協同組合経営研究月報〕1971年6月号座談会「農産物の流通について」を紹介しよう。(中略)一楽照雄「消費者の立場と生産者の立場が話し合い、中間の第三者に支配されないということです。(中略)勝部欣一「全販連が中心になって、ダイナミックに生産者と消費者の両方が安定するように働かれるのが一番好ましいですね」／話題は集配センターかの建値問題から、米流通まで実に自由で、放談調でさえある。／事態は明らかだ。そこに問題の米があった。産地直結を指向していた全国各地農協が、この座談会をヒントにしたかどうか、聞いたことはない。座談会の結論は国民食料確保論に落ち着いたが、すでに過剰米がある。そこをめぐって協同組合としての希望はともあれ語った。しかも現実との乖離も語られた。(中略)1971年の有機農業研究会旗揚げは、こうした下地があったことだった。(中略)全農においても直販事業の展開は、産直事業をやや後ろに隠べいする形で展開することになる。その象徴的できごとが日本生協連との1972年暮れの「提携覚え書き」締結であった。>
(今野「農協産直事業の戦後的展開」171-72頁)

この記述から示唆される今野氏の解釈では、1971年に「(日本)有機農業研究会」という全国組織を一楽氏が立ち上げたのであるが、これは、「協同組合間提携」という、1960年代以降に農協と生協を巻き込んで進めようとしてきた国民的スケールの食料運動

に、食糧管理制度などの様々な制約のために十分展開できない部分があったことが関わっている。

いわば、建前としての協同組合間提携はあるものの、具体的な方針や実践策はほかしてあり、実態としては、有機農業研究会のような各地の生産者グループの動向が提携の内実の一部をつくっていた。スピノフするかたちで、実践現場に立脚した協議体として有機農業研究会が組織されたが、それは1960年代の提携の文脈を多くは受け継がなかったということになろう。(注8)

今野氏の説明の続きは、こうである。

<1970年代に、主として直販事業としての初期的形成の時は産直概念はあいまいであった。その後、相当の経過を踏んで、1984年全農の「系統農協主導型産直事業」がようやく登場した。その特徴は既存の農協共販を第一共販と位置づけ、産直事業を「第二共販」としてくくる、あとは品目・県別・地域別に区分けしようという内容であった。>
(今野「農協産直事業の戦後的展開」173頁)

一方の生協側は、一楽氏の協同組合経営研究所が広げようと取り組んでいた提携の思想に影響を受ける面が大きかった。

今野氏による近年の論文「農協産直事業の今日的課題は何か—ロマンを求めてゆく意志からの展望」(2007年)から、関係する記述を引用しよう。(注9)

<一楽は戦前・戦後を通じて農林中央金庫で働き、戦後農協の経営困難期を生きた。そして1950年代後半からは全中に転じ、農協組織の経営不振に辣腕を振るった。(中略)だが彼の指導性を指示しない動きのなか、協同組合経営研究所に転進する。1965年である。1960年代後半この研究所を背景に、化学合成肥料・農薬を多用する近代農法に警鐘乱打する。(中略)農協運動のシンクタンクである協同組合経営研究所の存在感が増した。それだけではな

い、一楽は1966年の国際協同組合同盟の改定新原則「協同組合間協同」を大いに活用し、生協・漁協の直接会員加入を勧めた。だから、産直運動の素地は全国各地生協に大いに広まったといつてよい。ここに一楽の時代感覚、組織感覚の斬新性と革命精神を見ないわけにはいかない。>

(今野「農協産直事業の今日的課題は何か」24頁)

こうして、1960年代後半以降、協同組合経営研究所は、国際協同組合同盟(ICA)の新原則を錦の御旗として、各地で研究集会や見学会を連続的に主催し、革新的な考え方もつ農協と生協を引き合わせ、産直・提携の考え方を普及して、実践のつながりをつくっていった。(注10)

福島消費組合は、1969年の夏に、同研究所の大規模な研究集会を受け入れた。そこで、従来の消費組合としての考え方として、家庭会の活動や、戦前の消費組合設立時から綱領に明記して来た、農村発展について責任を持っていく考え方と、その考え方に則って現時点で実践している具体的な農畜産物の事業内容について報告がなされた。(注11)

この研究集会以後、福島消費組合は協同組合経営研究所が推進する産直・提携の運動の、消費者側の重要な担い手の一つに位置付けられ、高島町有機農業研究会との出会いへつながっていく。

3. 高島町有機農研と福島消費組合の提携

1973年に発足した高島町有機農業研究会は注目され、翌年に、作家の有吉佐和子氏が、『朝日新聞』の連載「複合汚染」のために高島町に取材に訪れた。(注12)

<[化学的な方法を使わないと決めて取り組み始めた]2年間というのは私達にとっても苦しい時代でした。苦勞をしても案外成果があがらない暗中模索

の時代で、世間の批判もつよく、家庭でのいさかきも起きました。(中略) 一方で若い人達がこれだけ集まって、研究会に結集したというのは、全国的にもめずらしい事例でしたので、マスコミの関心を集めまして、次々とその対応に明け暮れるという時代でした。／ちょうど複合汚染の取材で有吉さんがお見えになって3日間くらい滞在されました。その中で直接に今日本の全土を覆っている公害の問題、とりわけ農業の中にも深刻な諸々の弊害がでていることを、具体的な事例を提示して教えられたわけです。私たちはそこで初めて想像を超える汚染の実態に、目を開かせられたように思います。>

(星「高島町における有機農業運動10年」6頁)

いわば、農村青年たちの、身の回りの農業や生活の変化への危機意識から始まった活動が、より広く、環境問題や地域社会の問題への観点に押し広げられた瞬間であった。

星氏は、置賜郡と隣接する福島県の県北地域の消費者組織「福島消費組合」との出会いについても述べる。

<[自給用に多品目で作った野菜が] 案外良くできて、自分の家で食べるだけでは少し余りましたので、これもまた一楽先生などの御指導で、福島生協に直接運び込んで消費してもらおうという実験に踏み込んだわけです。／この試みは初年度は非常に順調に滑りだして、消費者側から大変な好評を博しました。2年目[1975年]にもう少し本格的に計画的にやろうという段どりができるまで、協同組合間提携という大義名分をいただいた鳴り物入りの産直でしたが、折悪しく大変な大干ばつに見舞われて、野菜は本当に貧弱な育ちしかなかったのです。／せっかく苦勞して作ったものだからと、それをまた生協へもっていったわけですが、私達と生協の側と、実務的なレベルの力が十分に備わっていなかったこと、消費者の側のそれを支える態勢が不十分であったこと、あるいは生産地の側の諸問題が出てまいりまして、生協との関係は非常に残念でしたが2年で挫折をする羽目になったわけです。ところが、そういう物であれば私達の方で消費をさせてくださいという声が、首都圏のまったく自主的な消費者グルー

プの中からでてまいりました。さしのべられた暖い(ママ)手に支えられて、私達は新たな出発をいたしました。>

(星「高島町における有機農業運動10年」7頁)

ここでは、福島消費組合との産直・提携の事業が、協同組合間提携という枠組みで開始されたが、双方の不一致や、事業を運営していく上での実務的な未熟さから、2年目(1975年)で終了(提携解消)したことが述べられている。(注13)

高島町有機農業研究会は、出発時の福島消費組合との間の事業から転じ、消費者グループを相手とする事業へと展開していく。星氏の次の記述がある。

<全く手さぐりの3、4年が過ぎたのですが、支援して下さる消費者の方がだんだん増えてきました。所沢生活村とか、たまごの会とか、あるいは首都圏のいろいろなグループに支えられて生産者と消費者の顔のみえる関係を打ちたてていこうという共通の目的のもとに進んできたわけです。細々と多品目少量生産したものの、食べもののルーツを十分解っていただける市民の方と手を結ぶことが何より大事だと、私たちは痛感してきました。(中略) 消費者の側からは1年を通して供給できるような生産のあり方を作りあげてもらいたいという要請がありました。市民の台所に春から1年を通して何らかのものを満たしていくということでない、シーズンだけの取組みでは、ほんとうの関係はできないんじゃないかという議論がありまして、私たちは好むと好まざる(ママ)にかかわらず、自分たちの生産の仕組みを多品目少量生産の方向に変えてきました。作られたものは全部丸ががえでひきうけますということで、たくさんできた時も、災害にあってほんの少ししかできない時も、そのものだけで間にあわせていただくということが基本になったわけです。>

(星「高島町における有機農業運動10年」9頁)

この記述から読み取ることができる産直・提携の課題については後述するが、ひとまず

続きを見よう。

<[1年を通じた援農や交流活動を通じて] 最初ギクシャクしていた生産者と消費者の関係が、次第に深みをましてくる(ママ)、丸みをましてきました。最初は農産物の値段ひとつを決めるにも非常にトゲトゲした空気が流れることもありましたが、10年近くを経過する中で、私たちは余り無理のない、しかし、最低限農家が生産費を償う(ママ)ことのできる値段を設定し、消費者の方はそれを十分に理解していただくという関係ができてきたように思います。>

(星「高島町における有機農業運動10年」9頁)

榊渥俊子(1991)「高島有機農業運動の先駆性と現段階—運動の中で何が獲得されてきたのか」では、次のように、20年近く経過した段階で、高島町の有機農業運動を振り返っている。(注14)

<[高島町の]有機研の初期は「自給運動」の段階にあったので、首都圏の消費者グループとの提携はごく一部に限られ福島や米沢、高島町内の朝市への出荷といった近距離の地域内提携が中心であった。しかし、会員の有機農業への取り組みが少しずつ拡大する一方で、地元との提携は、農協を経由しての福島生協との提携解消、地域住民との話し合い不足による朝市の不首尾など、思うように広がらなかった。>

(榊渥「高島有機農業運動」199頁)

福島消費組合との提携は、1974年に開始し、1975年に解消した。そこから、消費者グループとの提携事業を摸索していく。これらの経験を通じて、高島町有機農業研究会で試行錯誤を重ねたいきさつが、次のように概括されている。

<星寛治さんは、福島生協との提携失敗という経験を通して有機研が学んだことを次のように総括している。/まず最初から大きな組織間の高所からの連

結を求めないで自立する小集団の一体化した連帯をこそめざすべきだと考える。そこでは構成員の底辺意識の変革が前提となり、人間の顔がいつも見える関係を保つことだろう。また、農産物を店舗に並べてはダメで、あくまで自主的な宅配のシステムをつくる必要がある。商業主義のルートを一歩脱する決断が求められる。次には、市民が生産の現場に入ることである。耕すという体験を、自らの体に刻まなければ理解は皮膚をなでるだけに終わるだろう[星寛治「産直は何をめざすのか」1976年]。(中略)そこで、地場生産・地場消費と首都圏提携との兼ね合いの問題はあったが、1976年頃から、地元米沢市の消費者グループ、首都圏の「所沢牛乳友の会」[後の所沢生活村]や「たまごの会」との提携を強めていった。>

(榊渥「高島有機農業運動」199頁)

ここで、「大きな組織間の高所からの連結」というのは、「協同組合間提携」という一楽思想を、いわば一足飛びに導入したことを意味している。

もう一方、初発の提携相手であった福島消費組合の1980年代の産直事業については、別の機会に取り上げる。(注15)

榊渥氏の説明をもう少し見よう。

<[高島町の青年たちは]当初は「1人1作物」という自給思想の具体的実践から有機農業に取り組んだ。ところが、有機農業運動が「自給」段階から「提携」段階に入り、消費者との交流や援農が行なわれるようになり、モノが流れるという経済活動を通して、農法も流通も、そして生活もすべて運動して変っていった。また、変らなければ、運動を続けられなかったのである。(中略)有機研は首都圏の消費者グループとの提携のもとで、農家・農民の自立、小農複合経営への移行を目指して、試行錯誤を繰り返しながら有機農業の栽培技術の研究・開発や会員の拡大、行政・農協への働きかけなど、精力的に運動を展開した。(中略)会員がわずかず増え、有機研が提携する消費者グループとの提携が広がる中で、会員の経営も少しずつ畜化、複合化の方向へ向かっていった。>

(榎湯「高島有機農業運動」201-02 頁)

ここで産直・提携に取り組む中での産地側の難しさが指摘されている。次に続く記述が重要である。

<反面、有機研が農民の自立運動として「地域に根を張る有機運動」を志向しながらも、都市の消費者グループとの提携関係の維持、拡大に多大なエネルギーを注ぎ込むことを余儀なくされ、「モノの流れを中心とした組織」へと傾斜していった。(中略)提携グループの調整や出荷、販売をめぐる感情的なしこりや反目が組織内や会員間に堆積していった。(中略)加えて、こうしたモノを媒介にして生じる変革の契機を孕んだ運動はまた、それゆえにいくつもの陥穽を併せもっていた。それには、提携運動ではおうおうにして消費者が生産者より優位にあったこともまた濃い影を落としていた。(中略)有機研と首都圏の消費者グループが志向した原則的で緊密な提携を軸とする有機農業運動が、高島の生産者に過重な身体的・精神的負担をかけ、健康を障害し体を痛めつけてしまう虞れである。>
(榎湯「高島有機農業運動」202-03 頁)

このように、有機農業運動が、消費者組織との提携にもとづくものであり、そのことによる免れえない陥穽をもつとの記述である。また、次の指摘がある。

<消費者、中でもリーダーたちは、「卓越化」した文化・経済を背景にして、目に見えるかたちでの変化を性急に求めてくる。また、消費者リーダーの性急な「変革」への期待は、「食べ続けることの意味」が、常に目に見える形であらわれないと組織化の原動力が生まれてこないということにも起因している。しかし、農村といえどもますます深く商品経済の中に組み込まれて生産と生活が成り立っているところに、「共存共貧」や「小農自給」といった論理を持ち込むことは、経済的、文化的な差異化を深めることである。有機研の生産者にとっては、イエやムラに背をむけることであり、奥深い相克を伴うのである。>

(榎湯「高島有機農業運動」204 頁)

農村の生産現場に対して、提携先の消費者組織がどのような姿勢で接したらよいかは、産直・提携をめぐる基本問題である。(注 16)

この点に関わって、次の谷口吉光氏と松村和則氏の記述を、参照するべきものとして提示しておく。

まず、谷口吉光(1991)「提携消費者グループの高揚と停滞」である。(注 17)

<食の安全性を脅かす近代化農業と大規模市場流通に消費者自身も加担しているという問題意識があった。そこから出てきたのが、従来の消費者の利益とコストのバランス意識そのものを変えていこう運動論、いわゆる「生活の見直し」である。たとえば、野菜が多すぎたら、それを加工して保存しようとか、料理法を工夫して食べこなそうというのがその一例である。要するに、提携を通じて供給される農産物を消費しきることを第一課題とし、生活全般をそれに合わせて変えていこうというのである。これは、消費者から選択の自由を奪い、生産の都合に合わせた消費を強いるものであるから、普通の消費者感覚からすれば受け入れがたい。受け入れがたいからこそ、消費者の意識を変える運動としての意義も大きかった。>

(谷口「提携消費者グループ」217 頁)

さらに、

<しかし(中略)多くの消費者が生活の見直しを受け入れたのは、必ずしも全員が提携の運動論に共鳴したからではなく、生成期においては、<提携を通じなければ安全な食べものが手に入らなかった>という事情が大きかっただろうということである。(中略)「安全な食べものが食べたければ、グループにとどまるしかない」という特別な制約のもとで、初めて消費者の利益追求のエネルギーは生産者を支援する方向に流れ込み、提携システム創造という運動に転化した。ここに提携運動独自のメカニズムが

あった。>

(谷口「提携消費者グループ」217-18頁)

ここでは、消費者側のエネルギーを高めるためにシンボルなりテーマなりをもった運動論が必要になるという、有機農業運動の逃れられない宿命が指摘されている。

また、次の記述では、生産者の無理・疲弊について述べている。

<農産物の品質は生産者の労働の<結果>である。生成期の提携運動の消費者たちは、農産物そのものではなく、それが作られる<過程>を知ることが重要だということを学んだ。しかし、有機農業が一応の確立を見るに及んで、消費者の間で、過程への関心は退き、結果だけに注目する態度が再び強まってきたのである。生産者にとっては、有機栽培の苦労は変わらないのに、消費者の要求は厳しくなり、かってもらえなくなる恐怖は強くなる。しかも、消費者の目が栽培の過程から遠ざかるにつれて、こうした生産者の苦悩は消費者にはますます見えにくいものになる。まして、生産者は「立派な有機農家」としての信頼を消費者から受けていることを意識しているから、消費者の前ではそれに合わせて余裕にあふれたポーズを取るかもしれない。こうなったとき、従来の提携で奨励された「顔の見える関係」は、もはや生産者と消費者の率直で建設的な話し合いの場ではなくなり、「かくあるべき」提携関係を生産者が消費者に演じてみせる場になり果ててしまう。> (谷口「提携消費者グループ」222頁)

次に、松村和則(1991)「有機農業運動における隠れた『卓越化』の論理とその陥穽」である。(注18)

<星寛治さんは、有機農業運動は農村における自給をベースとした文化運動であると位置付けた。しかしながら、消費者を中心として作られた「提携」の理念は、結果として生産者に過重労働を強いることとなり、独自の文化的胎動は今後の課題として依然として残されたままである。「作り、運び、食べる」

というプロセスの前者2つは、生産者に任せられ、「顔の見える関係」の維持も結果として大きな負担として生産者の肩にかかってしまったといわざるをえないだろう。(中略)生産者は都市に住む「目覚めた消費者」が創り上げた「望ましい農民像」に力の限り近づこうと努力を重ねてきた。もっと正確に言えば、生産者自身が自らの農民的「性向」に背を向け、その「望ましい農民像」を創り上げるのに加担したというべきかもしれない。>

(松村「有機農業運動における卓越化」260頁)

農薬の空中散布をめぐり、提携消費者グループが極めて強いスタンスで反対し、農村の現場に介入する姿勢を見せた一件があったが、これについて、次の記述がある。

<都市に住む消費者がどちらかといえば一方的に「攻勢」に出て、[地元高島町の]有機研が常に守勢にまわるという構図が描かれるのは何故だろうか。「言葉を操るもの」[都市の消費者]への不信感と「ものいわぬ農民」への不信感が相互に高まったこともたびたびであった。「食べ続けることが運動」につながるという消費者の理念は[ムラ社会や農協の]現実によって裏切られることも多かったのである。> (松村「有機農業運動における卓越化」260-61頁)

4. 「産直・提携」その後

簡単に結ぼう。

有吉佐和子氏は、1975年の『複合汚染』では、いずれかといえば環境や食品に含まれる化学物質の危険性を訴える消費者市民としての強い視線を打ち出していた。その続編と位置付けられる対談集『複合汚染その後』(1977年)では、星氏も含めた座談会の中で次のように発言しているのは、注目してよいことであろう。(注19)

<いわゆる消費者運動とそれに供給している農家とが話し合っている現場に行くと、私などは消費者運

動を蹴飛ばしてやりたくなるほど無礼ですね。つまり、進歩的なつもりでいるらしい人たちが農家に対してじつに失礼な言葉を使ったりするわけ。>

(有吉『複合汚染その後』228頁)

同じ『複合汚染その後』の座談会で、直前の1976年の東北地方の大冷害を受けた、星寛治氏の次のような発言がある。(注20)

<私たちは、米を再びたしかな民族食として復位させる必要に迫られています。そのためには、以上を深める気象環境に耐えられるたくましい稲作の技術大系の再編にむけて出発しなければなりません。ここでは、現代の生活のありようを問い直すつよい自省心が、市民の内ふところにつよく作動していくことが前提になります。「はたして食べ物商品か」という問題意識が熟成されるときに、農民と連帯して農のすじ道を直していく共通認識が生まれるのではないのでしょうか。／私は、農耕という言葉で体現される、経済以前の営為について思います。その底に流れていた悠久の生命力と持続性を、自らの生きざまのうちに回生させたいと願うのです。たとえば、山に樹を植え、草を刈り、牛を飼い、田畑を肥やした、さいの河原の石積みのような無償の行為をどうして冷笑することができましようか。その累積の重さを今さら思い知る私にとって、<耕す>ことは文化なのだという認識が、次第にたしかな形をなしてきています。>

(有吉『複合汚染その後』226頁)

協同組合どうしの大きなレベルでの提携や、消費者運動など、大義はあるがそれだけに時代の流行とともに移ろいやすい面をもっている。

私見であるが、上に引用した発言で確認できるように、星氏が述べていることは一貫しており、町とムラがあって、人が生活していくかぎり、普遍の価値に近いものであろう。

さて、本稿では、ごく限られた範囲であるが、1970年代から80年代にかけての高畠町の有機農業運動について見てきた。

その際、農業近代化に疑問をもつ農村青年たちが消費者グループと結び付いて展開する提携運動と、農協・生協のそれぞれの領域での直結的な流通の摸索と、より大きな視点からの協同組合間提携という、4つの要素の交差に注目した。

その後、結果的に、1980年代には、産直・提携という特徴ある一群の運動は、一楽照雄氏が構想したかたちに外形上は近づき、「生協産直」として大きな枠組みに結集しようとしていく動きが現れる。(注21)

1990年代以降は、生協と農協の関係は紆余曲折をたどって今日に至るわけだが、本稿で見た論説や資料には、十分に咀嚼された場合に、今に生きる重要かつ基本的な論点が含まれているものと考えている。

【注】

1) 本稿は、農産物の流通形態としての「産直」、または農業生産者と消費者の協力・協同の関係としての「提携」の両面を含む用語としてさしあたり「産直・提携」を用い、論を始める。先取りすれば、1960年代以降別々に興ってきた4つの要素、すなわち、第一に、農産物流通の競争激化の中で、農協系統が販売戦略を摸索した一環としての市場を経由しない販売(直販)、第二に、生協の特徴である生産地と直結した農産物の仕入れ(産直)、第三に、農協・生協両組織の連合会などのレベルでの協力(協同組合間提携)、そして、第四に、農村の自覚的な青年たちの有機農業運動と都市部の消費者運動との連携(提携)である。この4つの要素が、1970年代の高畠町において交差するいわば“邂逅”の瞬間を析出することが本稿の前半の目標である。そしてこの4つの要素がそれぞれ課題をはらんでいながら、ひとまず呉越同舟で融合したこと、そして十分になじまない前に、同床異夢のまま、さらなる激動の1980年代に入る。そこで、ともあれ一つの大きな流れとして「生協産直」の枠組みが形成され、70年代の提携の実践の一部はそこに糾合していく。この経

緯に、「生協産直」がその後に直面する課題の淵源があったのではないかというのが本稿における筆者のモチーフである。そして最後にまたふれるが、今後（2020年代以降）における「生協産直」の再生または発展の方向を考える際に、半世紀前の1970年代に農村地域づくりを志した青年たちの熱く切実な思いを改めて真剣に振り返る“原点回帰”が一つには不可欠であるように思える。なお、本稿は生協総合研究所に設置された研究会「第二期・生協論レビュー研究会」での原山浩介共同座長、鈴木岳事務局長ほか委員諸氏との討議から度重ねて示唆を受けて着想された。途中経過として、2017年2月に、京都の同志社大学の戦後史（高度経済成長史）研究会の場で本研究会の検討成果を報告する機会をいただき、庄司俊作氏、久保健夫氏らと交流したのも貴重な経験であったことを付記する。なお、本稿に関連して、本研究会の前身研究会の座長を務めた大木茂氏による整理「産直と産直論のレビュー」を併せて参看されたい。生協総合研究所『生協総研レポート』61号（生協論レビュー研究会報告書[上]）、2010年3月。

- 2) 星寛治「自立、自活のむらづくり」松永伍一〔編〕『歴史をふまえて—主体性と農民』三一書房、1975年10月。本書は同書房の「講座 農を生きる」全5巻のうちの第5巻である。同講座は、農業近代化政策の10年に対する農村現場からの異論を切り取る目的から編纂された。参考のために第4巻までのタイトルを示す。第1巻『農業の論理（すじみち）とはなにか—近代化と農民』（安達生恒編）、第2巻『“たべもの”を求めて—食糧危機と農民』（安達生恒編）、第3巻『“土”に生命（いのち）を—農法と農民』（長須祥行編）、第4巻『“むら”でどう生きるか—共同体と農民』（長須祥行編）。いずれも1975年刊行である。第5巻『歴史をふまえて』の第2章には農村詩人・真壁仁氏の「土着思想と『近代化』思想」がおかれ、つづく第3章「“むら”に生きる」には、真壁氏から影響を受けた当時20歳代から40歳前後までの5人の農村青年（いずれも山形農民文学懇談会「地下水」同人）が各々論考を寄せている。その1人が星寛治氏である。
- 3) 上掲（注2）の講座第1巻の編者解題によれば「『近代化』とは『独占の要求に応じて、それに適応で

きるような体制・体系をつくっていくこと』にはかならず、それがとりもなおさず農業基本法農政であった。農地改革当時の農業の『近代化』と『民主化』の蜜月はこの時点で完全に破滅し、高度経済成長体制に見合うような新しい『合理化』と『近代化』の野合時代がここに開始される。それが1960年代以降の『農業近代化』の意味にはかならなかった（中略）『強きもの（独占—原文）を助けて弱きもの（零細農耕—同）を挫く』という逆論理の当然の帰結として、農業からの人減らしと、自給的で金にならない生産部門の切り捨て（いわゆる農業生産の選択的拡大—同）であった。零細農耕という基盤には直接手を触れず、国際的自由化政策を前提に踏まえ、ただ一途に生産性の上昇のみを強要する構造政策というものは『資本の論理』をなりふりかまわずに農業の中にストレートに持ち込むことにはかならず、それが農業の『近代化』であり、『合理化』であったのだ」（216頁）。

- 4) 星氏は、このように農村青年たちが自覚的に考えられる土壌は、青年団活動にあったとする。その源流は、1950年代後半（昭和30年代前半）にさかのぼる。「当時から（青年たちの—引用者）学習の方法はかなり教養主義的要素を持っていた。読書会を作り、理論学習を行ない、討論をくり返す習慣ができあがり、その実践活動の場を多方面の領域（演劇や文集編纂—同）において摸索してきた。（中略）農政の混迷期があって、マユの生産制限、低乳価、麦や乳製品の大量輸入など、村には不安のかげりが濃くなっていた。（中略）昭和30年代の後半、農業構造がはげしく変えられた時期に、地域の青年活動が停滞した数年を持った。（中略）昭和40年代の半ばから、若い活動家が育ち、成長し、地域青年活動の第二の隆盛期のきざしが見えはじめた」（110-111頁）。そして、町の青年問題研究集会で、自由化や減反や農産物価格など、農業をとりまく問題について熱心に議論したことが述べられている。
- 5) 星氏の記述を予め抜粋しておく。「[土づくりから見直すような] 実験的なとり組みの成果を、めざめた消費者と共に点検すべきだと考えた。昨夏（1974年—引用者）、私たちは福島生協幹部との協議を重ね、8月下旬に3日間生協店舗の開店売出しに際して、その入口で事前販売を行なうことに

した。種なしぶどうを主力にし、多彩な自給野菜を農用トラック3台に積みこんで福島に向った。私たちの町は山形県南部の米沢市に隣接する地域で、県境の栗子峠を越えて福島市と1時間足らずの所にある。期待と不安の入り混った初めての有機農産物の直売は、消費者教育というねらいも含めた生協の広報活動と、十分な配慮に支えられて十分な成果を収めることができた。青年たちは熱心に有機農法の意味を説明し、試食品を提示し、馴れない手つきで品物を手渡した」(107頁)。また、「福島生協は、直販が終わったあとも、そのぶどうを取扱い、昨年比50%増の売上実績を残した。(中略)もちろん、農協がその窓口であり、協同組合間提携の理念を小規模でも前進させた意味は大きい。その後、現地研修では生協家庭会がバスで園地を訪れ、実際に農家の説明を聞き、摘み取り試食したり、農協婦人部がその歓待のために一役を果すなど和か(ママ)な交流が持たれた」(108頁)。農業と生活のあり方を見直していく農村の有機農業運動が、都市の消費者組織との直結の取り引き(提携)を伴っていく必然性について、上掲(注2)・安達[編]『農業の論理(すじみち)とはなにか』に収録されている玉麻吉丸『「産直」は農の理法を回復する一下郷農協の実践から』が詳しい。関連して、飯沼二郎・保田茂(1978)「有機農業論の背景と論理」(飯沼・保田『産直—ムラとまちの連帯』所収、ダイヤモンド社、1978年10月)は、「有機農業運動は“作る”段階の技術体系の变革を第一義としつつも、あわせて“運ぶ”“分ける”“食べる”各段階のありようをも变革する視点をもたねばならない(中略)生産者の農業復権運動と消費者の生命を守る運動の結合したものとして有機農業運動はある」(202-04頁)と端的に述べている。

- 6) 毎年秋に日本有機農業研究会によって「全国有機農業大会」が開催されており、1982年は「第8回全国有機農業大会」が高島町で開催された。そこでの星氏による実践報告である。同研究会の機関誌『土と健康』1983年1月号に掲載。
- 7) 今野聰「農協産直事業の戦後的展開」今野聰・野見山敏雄[共編著]『これからの農協産直—その「一国二制度」的展開』(家の光協会、2000年3月)所収。ここでは、今野氏は、協同組合経営

研究所が刊行する『協同組合経営研究月報』に掲載された論説や文章をたどって、協同組合どうしの連携事業の歩みを跡づけ、氏自身の経験も加えて解説している。

- 8) この点については、上掲・『これからの農協産直』に所収の楠本雅弘氏による「産直運動の再構築による『協同組合間提携』の可能性」も参照。併せ、田中秀樹『地域づくりと協同組合運動』(2008年10月、大月書店)第6章「産直輸の系譜」。
- 9) 今野聰「農協産直事業の今日的課題は何か—ロマンを求めてゆく意志から」『季刊(あつと)』10号、2007年12月。本号は「特集・国内フェアトレードとしての産直提携」を掲げ、今野氏の本論文を劈頭に、生活クラブ生協・加藤好一氏による「生活クラブにおける『産直提携』の現状と課題」ほか、森まゆみ「(宮城)丸森の私の庭—(雲南)木次乳業と農のある暮らしの関係」、樋田劭「緑故米運動—その由来と提言 食のあるべき姿を取り戻すために」、辻村英之「京都・綾部米の価格形成と産直の課題—顔の見える関係」創出の意義」が編まれている。また、同時期の重要文献として、中島紀一『食べものと農業はお金だけでは測れない』(コモンズ、2004年11月)。
- 10) 一例を、1968年に開始された山形県の本沢農協と鶴岡生協と、隣接県の福島消費組合も加わったぶどうの産直事業に見ることができる。「ぶどうの消費直結をすすめる本沢農協(山形県—原題)と福島消費組合のばあい」(『農業協同組合』1970年5月号<特集—農協・生協の提携 その2>)によると(以下、本誌編集部の方責)、「本沢農協がぶどうの生協直送をはじめたのは昭和43[1968]年からである。その年の8月、福島で生協活動をテーマとする協同組合研究会が開かれ、横尾組合長がこれに出席したが、その席で鶴岡生協からの呼びかけに応じてはじめられた。／鶴岡生協では、それまでも近在のぶどう栽培農家と契約して、直接取引を行っていたが、品質に難点があったために、かわりの産地を物色していたところであったし、またこの申出は、『市場だけに依存しない新たな流通チャンネルを開発したい』と考えていた農協にとっても、耳よりの話し(ママ)であった。鶴岡生協側は、さっそく本沢農協を訪れて、ぶどう園を視察し、その品質をたしかめて

から取引にふみ切り、さらに隣県の福島消費組合とも連れいして、そこで両生協との直結が成立することになった」(40頁)。また、同じ記事の中で、「伝統ある福島消費組合の事業提携」と題する項目が特記されており、「福島消費組合が農協と直結して農産物を取扱った歴史は古い。／福島消費組合の創設者(昭和10年—原文)であり、かつ現在でも同組合の理事長である関誠一氏の『あらゆる生産の最終目的は消費である。だから消費者と相談する生産者、消費者の団体である生協と、生産者の団体である農協とを横に結ぶ運動が、これからの新しい協同組合運動のあり方ではなかろうか』という言葉をかりるまでもなく、同組合設立の趣旨書のなかに、農村産業組合と市街地購買組合との提携いを標榜している文章がある」(42頁)と評価する。また、「直結の意義をめぐって」と題する項目で、「『すべての協同組合組織は、その組合員ならびにその共同体の利益に、もっともよく奉仕するために……あらゆる可能な方法で、他の協同組合と積極的に協同すべきである。』／これはいうまでもなく新しい協同組合原則の第六項の文章であるが、福島消費組合は、すでにその設立趣旨書のなかで、当時の農村厚生に結びつけて、農村と都市の産業組合間の提携いをうたっている。／生活協同組合はまた、純正な商品をより安く消費者に提供すること、そのためには不純な商品のボイコットや独占的な価格や利潤に挑戦する、いわゆる消費者活動を活発に展開してきているが、その対象は工業製品にとどまらず、第一次生産物についても例外ではない。とくにスーパーマーケット方式の購買活動が広がるにつれて、生鮮食品を産地直結で仕入れる動きが急速に高まっている。／生協が産地農協または生産者グループと直結することの利益は、第一に安い価格での供給、第二に生産物にたいする消費者の要望の反映、そして第三に生協における組織活動への寄与があげられる。(中略)生産者グループと生協との直結について生協の見方は、『たしかに、個別の生産者グループと取引きすることは繁雑でもあるし、組織的にも不自然だと思われるが、農協では生協の商習慣と消費者の直接の希望が反映できない場合が多い。すなわち産地農協の多くは市場向け出荷に重点をおいており、包装の

単位や規格についても小売店である生協の希望にそわない場合があり、また取引きの迅速化と定時仕入れ(とくに野菜類—原文)もむずかしい。』また『市況が好転したり品不足の時などは、生協への供給が後まわしにされたにがい経験を味わったので、供給に責任をもってもらえる生産者グループとの直結を主体にすすめてきた』という」と、福島消費組合の考え方を紹介している(45-47頁)。

- 11) この研究集会の記録が、『協同組合経営研究月報』1970年1月号の誌面で、丸ごと1冊を費やして掲載されている。特集タイトルは、「生活協活動を現地にみる—生協福島消費組合の人々にきく」と付けられた。「開会にあたって」という巻頭の文章で、一楽氏は、「今日の日本では、協同組合運動は都市においても生活協同組合として盛んになろうとしている(中略)見落としてはならないことは、我が国今日の現状は、急速なる経済成長の過程における資本主義企業の日本的性格がもたらす害毒が、ひとり都市のみでなく農村・漁村をつうじ国民大衆のうえにおおいかぶさってきている点であろう」(2頁)と、時代認識を示した上で、「生活協同組合福島消費組合は、戦前から悪戦苦闘の歴史をもち、それに耐え今日まで消費者の組織運動を進めてこられた組合であるが、その指導者の努力の成果が、最近非常な勢で花開こうとしている実情を、詳しく視察、勉強するということは、我が国の協同組合運動全般にとって非常に意義あるものと考え」と、福島での研究集会の開催趣旨を述べている。研究集会の中では、福島消費組合の歴史や家庭会の活動、商品政策等が報告された後に、関誠一理事長から「農協と生協の事業提携について」と題して報告されている。提出されている資料には、「農民と消費者の直結の基本的な考え方」として、「①計画栽培作付(農民側)—計画消費(消費者側)による相互の合理化と生活を向上させること；②作付完成品の全品引取り；③時価相場の中値から高値で引取り；④農民には迷惑をかけない；⑤永続きする方法で；⑥毎年少しずつ品目を増加していく；⑦品質の良いもの」(65頁)と記され、牛乳や果実などでの実践例が報告されている。また、①の計画作付、計画栽培、計画飼育(農民側の課題)と、計画消費(消

費者側の課題)をどう結びつけるかが課題として指摘され、前者を農協、後者を生協が、それぞれ指導していく必要があるとされている。昭和7年(1932年)に設立された福島消費組合が、昭和57年(1982)に刊行した50周年記念誌『だれでもできることをみんなで一生協福島消費組合50年のあゆみ』では、「生産者との提携」という項目で、「生産者と提携した生鮮食料品の産地直結のとりくみも活発におこなわれました。／昭和44年(1969年—引用者)、笹谷地区につくられたミートセンターに、飯野町の刈又畜産組合や鹿島町農協から届けられる豚肉は、飼料や飼育方法を相談して生協向けに育てられたものでした。野菜、果物などの産直活動もすすみました。福島市岡部や梁川町などのきゅうり、ホーレン草、しいたけ、笹木野萱場の大内隆治さんを中心にした7人の生産者グループと提携してすすめている二十世紀梨、さらには山形県高島町の有機農業研究会の人々との無農薬野菜やぶどう、さくらんぼの産直など、安全で安心して食べられる農産物を育て利用する運動をすすめました」(129-30頁)と記述されている。なお、1960年代の福島消費組合は、全国の生協の中でも原則論を堅持していくという姿勢が顕著な方であったことを付記する。

- 12) 有吉佐和子『複合汚染』(単行本は上巻が1975年4月、下巻が同年6月、新潮社)の連載開始は1974年10月で、食品や環境中の化学物質による汚染について警鐘を鳴らし一躍注目された。新聞連載では1975年の年明けに、有機農業の取り組みにスポットライトが当たり、そこで高島町の名前も登場する。高島町有機農業研究会の印象的なデビューを引用しておこう。「新年おめでとうございます。／旧臘は薄気味の悪い話が続きましたので、せめて松の内に、お餅が喉へひっかからないように、明るい希望のある話をするに致しましょう。／それは日本全国に、農薬を使わない農民運動がひろがりつつあるという報告です。(悲観論者—引用者)『そんなものは微々たるものではないかな。農協が邪魔をしますからね』／(有吉一同)『でも、もう約1万人の農家が真剣に有機農業と取組んでいるんですよ』／(悲観論者—一同)『続かないと思いますよ、きっと。農薬が売れなければ農協が潤いませぬからね。それに有機

農業は人間の労働力が大変です。(後略)』／例によって私の周辺には実態を見ないうちから悲観論をぶつ人がいる(中略)／[ところが、有機農業研究会]の集りに顔を出すと、みんな真剣に現状の農業を憂えていて、近代農業の行詰りを痛感させられる。時流に惑わされることのない人や、時流に惑わされて痛い目を見たあげく、これではいけないと反省して地道に有機農業と取組んでいる人々が集って、互いに体験を語りあい、技術交換に励んでいる有様を見ていると、公害で沈没しかかっている日本だけれど、この運動にだけ明るい明日が見えるような気がしてくる。／『しかし僅かな数でしょう』／という悲観論者に、／『何事も最初は一人から始まるんですよ』／と私は言い返して、ある日、上野駅から特急『やまばと』に乗った。山形県高島町に、50人の農村青年が集って有機農業研究会を作り、去年(1974年—原文)の秋が最初の刈入れだった」(上巻:147-50頁)。以後、連載の中では、農薬の問題を取り上げたり、農薬を使わない米づくりや果樹栽培の試みについて紹介したりするごとに高島町での若い農家たちの試行錯誤ぶりが取り上げられる。

- 13) 『土と健康』1977年10月号に「高島町における現地研究会の記録」が特集されており、現地研究会参加者の座談会の記録が掲載されている。「福島生協との直結失敗をめぐって」という見出しのやりとりの中で、「かまくら・土の会」の参加者からの質問に星氏が答えている。質問は、「高島町の場合、若い人達中心に非常に進んだ取り組み姿勢はうかがえるのですが、受け入れ消費者組織が弱い。そのなかで、福島生協との直結・発展が一つのポイントとなるのではないかとみていたわけなのですが、どうなっていますか」。星氏は、「農協と生協との結び付きという形が一番理想的だと私自身思います。有機農産物を作るだけで精一杯で、自分たちが生産した物を首都圏に持っていったり、会合をしたりするのは大変に骨の折れる仕事です。それで高島町農協と福島生協と提携をしてやり始めたんですけども、生協の店舗にきて買う形ではだめなんですよ。生協も他の商店と競争しているわけなんですよ。食べる消費者の質が良いか悪いかは別問題としましても、売れ残ってしまうのですね。／有機農産物は見栄えが

悪いとかいうことで、どうしても値段を下げていかなければならないとかいうようなことがでてくるわけです。これは消費者側についてです。」そして項目を改めて「農協内部にも対立と締めつけ」という見出しで、「農協の方でも主産地提携というのをやっております。例えばブドウであれば第一、第二、第三支部というように地区別に別（ママ）れて市場毎にやっているわけです。ところがそこから抜け出してわれわれのものを高畠町農協で直接取り扱うということになってきた場合、組織がこわれるということで、農協に対して、ものすごい締めつけがくるのです。（中略）そこでわれわれが考えました事は、直接われわれの身近にいる消費者を組織していくということが一つと、高畠町農協が踏み出せるところまで有機農産物を増やしていくように努力してゆこうということです。しかし遅々として自分たちの目指しているものが進まないというのが現状です」（30-31頁）。そして、踏み込んで、「どうしても無農薬の米なり、野菜なりを手に入れたいという生協の組合員グループとみなさん（高畠町有機農業研究会—引用者）の間で予約制などの方法で共同購入するような形へ持っていけなかったのでしょうか」という質問が出され、対して星氏は、「福島生協と高畠町農協の取り組みといますのは、組合員の自主的な盛り上がりによってはじめられたというかたちを経過していないわけです。両組合のトップクラスの話し合いから出発しているわけで、協同組合間提携というような理念からいえば、実に理想的であったわけなんです。しかしそれを構成する生協の職員、あるいは組合員、それからわれわれの農協一般の職員、また組合員という全体の問題というまで発展しないうちに、問題が表面化してしまっただけでこわれてしまったという、不幸な経過を辿っているわけです。／その後やっています自主的な（農協を通さない—引用者）取り組みにしましても、結局はまた農協と生協が取り組むというような形に発展していかないと、運動体として完結しないわけですから、こんど下から積み上げていって人間関係を強固にする中で、さらに組織の問題にしていくというような、息の長い展望を持ってやってゆくしかないと思っています」（31頁）と答えている。この点に関して、懇談会に参

加していた築地文太郎氏は、「農協と生協の結び付きについて、幹部と幹部の話し合いだけで動き出したため、すぐ崩壊してしまった。だから、もうやっちはいけないということではない。やり始めた以上、農協は農協で、生協は生協で、お互いに組合員教育を徹底させていかなければならないということです。これをやらないで、幹部だけの話し合いだけで事を進めた結果が、こういう痛ましい結末となったのだと思います」（後略）と発言し、これを受けて一楽照雄氏は、「こちらの農協（高畠町農協）ほど有機農業に理解のあるところは全国でも珍しい。福島生協もいい生協です。組合員のところまで学習が徹底していなかったから、直結がスムーズにいかなかったというのは、今、反省すればのこと（ママ）であって、失敗でもなんでもなかった。これからだんだん中身を入れていかれたらよいと思います」と述べている。高畠町農協の幹部からは、「30名の研究会の方々がやっておられる有機農業の生産・販売、それによって豊かな地域社会をつくっていくことを、われわれも考え、（農協としての重要な取り組み課題と位置づけて—引用者）進めているわけですが、有機農業の方々と一般組合員との間に十分な対話がまだできていない状態で、生協を通してブドウを全部出すというのは至難というのが現状です。また、福島市場には年間4万から5万ケースのブドウを当地から出していますが、生協直結となりますと、市場側から猛烈な圧力がくるという問題も絡んでいるわけです」と、農協としての事情を語っている（32頁）。この懇談会の記録について、翌年の同誌（『土と健康』1978年4月号）で、所沢牛乳友の会（後の所沢生活村）の白根節子氏が、一文を寄せ、「実をいうと私は、その報告の内容に満足できなかった。座談会の論点は、生協への流通を問い直したものであったり、単に農薬散布状況におわっていたように思われる。根づいてきた運動をそこからは何もうかがい知る事はできない。我々が高畠有機農研と取り組んできたことは、もっと中味の濃いものであった筈だ」（20頁）として、一楽氏や築地氏や高畠町農協の幹部との星氏のやりとりに対する不満を率直に述べている。そして、改めて星氏の文章「ここまできた高畠の運動」が併載されている。その後段で、星

氏は、「私たちの場合、産直運動は自主的な出発をしながら、たえず農協のあり方に収斂していく。農協の窓口を通す事で、協同運動の原点復帰へ機能する道を確認しておかなければならない。(中略)研究会の発足以来、会員は地域の中で点としての存在に過ぎず、そのエネルギーは点としての自己を確立することに大半投ぜられていた。しかし、数年を経過した今日、未曾有の不況と、社会の構造的な変動期にあって、私たちの生き方が少しずつ市民権を持ち始めた。地域全体のあり方の中にじわじわと浸透し始めたと言っている。(中略)農協や行政などの組織的な取りくみの段階に有機農業的発想が自然に取りこまれているだけでなしに、地域一般の人々の意識と生活の中にいつの間にか浸透し、根づいて来ていることが何より私たちを勇気づける。(中略)最初は有機農研の考え方に否定的だった人も、いつしかそうした思考に近づいて来ている。このところ、また若い層を中心に会員がふえる傾向にあるが、私たちは会員の急速な拡大よりも、地域全体の中にじみ出て来た変化をより重視したい。これは運動が大衆の中に実質的に波及していく第二段階と見なされるからである。(中略)都市の消費者運動が夫々に多様な顔を持ち、個性ゆたかな実践をつづけているように、生産集団においても多彩な方法があつていいのではないか。そこに人間回復の熱い脈打ちがある限り、その存在基盤を失うものではないと私は思う」(24-25頁)と述べる。私見であるが、この星氏の記述に、白根氏のような消費者運動の推進者と、築地・一楽両氏のような協同組合運動唱道者たちが、それぞれ先駆的・先鋭的であるがゆえに陥っているある種の理論的な狭隘さを、農村のたくましさで柔軟に受け止め、大きく包摂し揚げていこうとするスケールを感得できる。

- 14) 榎渥俊子「高畠有機農業運動の先駆性と現段階—運動の中で何が獲得されてきたのか」青木辰司・谷口吉光・榎渥俊子・松村和則 [共編著]『有機農業運動の地域的展開—山形県高畠町の実践から』家の光協会、1991年12月。
- 15) さしあたり、飯島充男・守友裕一「生活協同組合福島消費組合」(日本生協連・食糧問題調査委員会 [編]『産直—生協の実践』1984年10月)が

1980年代前半の同消費組合の農畜産物の産直・提携事業について詳細に明らかにしている。たとえば、「個々の生産者グループとは一定程度軌道に乗った産直活動ができているが、単協(単位農業協同組合—引用者)との産直活動は皆無である。(中略)農協側からすると(中略)個人の産直活動自体を快く思っていない場合が多い。生協の側の問題としては、たしかに生産者の『一本釣り』的な形をとって地域のまとまりを壊している側面もないではない。しかし農協の側にも責任がある。たとえばこうした産直活動にまでもガッチリと手数料をとろうとする『手数料主義』、あるいは大消費市場だけを目当てにして地場的な小規模流通を面倒がる『大消費地主義』、生産技術面でも省力化やコストダウンにのみ配慮して安全性や本物の味を忘れた営農指導しか行っていない『コスト主義農法』などがある。生協と農協の双方がこうした点を反省しながら、モデルケースを創り出していくことが必要であろう」(109-111頁)との指摘がある。

- 16) 生協の産直運動が、農産物の安全性を追究することをめぐっても、同様の問題がある。たとえば、『生協運営資料』1989年5月号の「産直運動の新たな展開」という特集で、生協や生協との産直・提携事業に取り組む産地組織の関係者による座談会が収録されている。その中で、都民生協(東京都)の青果開発委員会の浪貝妙子委員長(組合員)から、1987年の「ほうれん草事件」への言及がある。すなわち、「浪貝 私は、生協組合員の安全性を実現する産直運動に限界があるとすれば、それは私たち組合員の意識の中にあるのではないかということのある事例で感じたことがあります(中略)私たちが『ほうれん草事件』と呼ぶ出来事があります。それは87年5月12日のNHKの放映でした。その放送は『徹底分析 有機野菜』というテーマです。私たちと産直の取り引きをしている農協の職員が画面に登場しましてインタビューに答えているのですが、『生協に出荷しているほうれん草も、市場に出荷しているほうれん草も同じですね?』という質問に、『ええ。同じです』と答えました。』(中略)番組の趣旨は、近ごろ市場や店頭に氾らんしている『有機栽培』という表示はうそか真かということで取り上げて

いるわけです。実態としてはほとんど、うそ、まがいものだということにストーリーはなっているわけです。そういう形の構成になりますと当然、私たち生協が騙されているのか、そういうものをまやかして産地は生協の組合員に提供しているのか、ということで、放送終了後にはこれはかなり大きな反響がありました。(中略) [地域の学習会や委員会の場で、テレビのストーリーとは別に、真実は、その農協は有機農産物としてちゃんと生産しているものであるが、生協との取引量を上回ったものや規格外品を市場に出しているの、それは同じものだと職員が答えたのだと、しっかりと説明をすると、理解はされたものの、] その中で特に印象として私は残っているんですけども、『ほうれん草だけではなくて、大根だってキャベツだってトマトだって、余っているものは市場へ出しているわけだから、それだったらなんにも生協に加入しなくたって、市場でも安心なものを買えるんじゃない』というようなことを言った人がいるんです。他と比較して、他との差を少しでも見いだして、そこに安心感を求める、そういう私たちの偉大なるエゴイズム、これが産直運動の限界だなというふうにそのとき本当に感じました」(111-12頁)。同じ1980年代後半の、有機農産物の宅配事業者の出現を糸口に、同様の論点を検討している論考として、原山浩介「消費者の

有機農業運動史」原山『消費者の戦後史—闇市から主婦の時代へ』(日本経済評論社、2011年6月)がある。

- 17) 谷口吉光「提携消費者グループの高揚と停滞」上掲(注14)『有機農業運動の地域的展開』(1991)所収。
- 18) 松村和則「有機農業運動における隠れた『卓越化』の論理とその陥穽」上掲(注14)『有機農業運動の地域的展開』(1991)所収。
- 19) 有吉佐和子・坂本慶一・星寛治・山下惣一「冷害と農業の危機」有吉『複合汚染その後』所収、潮出版社、1977年7月。
- 20) 上掲(注19)有吉・坂本・星・山下「冷害と農業の危機」。
- 21) 以上の経緯を受けて、1980年代以降の生協産直の変遷について考察する計画であるが、本稿ではこれ以上ゆとりがないため別の機会に期したい。1980年代当時の認識は、日本生協連の食糧問題調査委員会が実施した全国の生協の「産直・提携」の実態調査の結果から、調査主査を務めた宮村光重氏が執筆した「生協の産直・提携、なにが問題か—『第2回全国産直調査』をまとめて」(日本生協連・食糧問題調査委員会[編]『生協の産直・提携レポート—「第2回全国産直調査」報告書[II]』(1988年6月)所収)が概括している。